

【別添】

令和 8 年 8 月 5 日

令和 8 年熊本地震の災害に伴う健康保険特例措置の追加について

尼崎機械金属健康保険組合

このたびの熊本地震により被災された事業所並びに加入員の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

一刻も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

本地震の災害に伴う「医療機関へ支払う一部負担金等の減額・免除・徴収猶予の申請方法」や「医療機関等での受診」等、当健康保険組合の特例措置の実施について、令和 8 年 7 月 31 日付でお知らせしたところです。

今般、厚生労働省よりの要請もあり、医療機関等の窓口における一部負担金等の支払いを猶予することについて、下記の通りお知らせいたします。

記

1 猶予対象者

次の(1)および(2)のいずれにも該当する方

- (1) 令和 8 年熊本地震に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の被保険者又は被扶養者であること。
- (2) 令和 8 年熊本地震により、医療機関等の窓口において、次のいずれかの申し立てをした者であること。
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 猶予の申し出

医療機関受診時に、上記 1 に該当する旨と、加入する尼崎機械金属健康保険組合が了解している旨を申し出ください。

なお、「マイナンバーカード（マイナ保険証）」（「資格確認書」）、「一部負担金等（減額・免除・徴収猶予）証明書」を所持している場合は医療機関等窓

【別添】

口にて提示願います。

3 猶予する一部負担金等の範囲

- ・ 一部負担金
- ・ 保険外併用療養費、訪問看護療養費に係る自己負担額

※ 入院時食事療養費標準負担額、入院時生活療養費標準負担額に相当するもの、保険適用外については除きます。

4 猶予取扱期間

この取扱いは、令和8年11月末までの診療分及び調剤分といたします。

なお、医療機関等の窓口において猶予した一部負担金等に係る取扱いについては、改めて通知いたします。

※ ただし、当健康保険組合の実施する特例措置（一部負担金等の減額または免除）により、窓口負担（入院時食事代等を除く）の全額を免除された場合、後日当健康保険組合に納付いただくことはありません。

5 その他

「一部負担金等（減額・免除・徴収猶予）証明書」の交付を受けていない場合、前記2の受診時の申し出とは別に、「一部負担金等(減額・免除・徴収猶予)申請書」（令和8年7月31日付ホームページ掲載）を当健保組合にご提出いただく必要があります。

【問合せ先】

尼崎機械金属健康保険組合

☎ 06-6482-3288